



函 総 行

平成26年10月6日

函館市役所労働組合連合会

中央執行委員長 長谷川 義 樹 様

函館市役所職員労働組合

執行委員長 長谷川 義 樹 様

全水道函館水道労働組合

執行委員長 古 矢 武 士 様

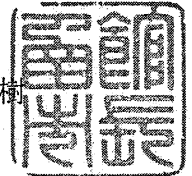
函館市交通労働組合

執行委員長 角 田 晃 教 様

市立函館病院労働組合

執行委員長 松 田 勝 行 様

函館市長 工 藤 壽 樹



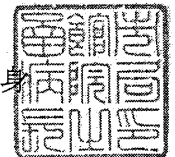
函館市公営企業管理者

企業局長 秋 田 孝



函館市公営企業管理者

病院局長 吉 川 修 身



人事・給与制度の見直しについて

本市職員の給与制度につきましては、これまで、国家公務員の給与制度を基本としながら取り扱ってきたところではありますが、地域の民間給与をより適切に反映させることが求められてきているところであり、また、年功的な給与の上昇から、同一の職務の級に異なる職制が混在しているなど、職務給としての課題もあるところでもあります。

このような認識のもと、本市では地域民間給与の実態を踏まえた対応とともに、より一層、職務と責任に応じた給与体系への転換を基本的な考え方として、外部の有識者からなる給与制度改革検討委員会からの提言を踏まえながら、給与制度の抜本的な見直しについて検討を進めてきたところであります。

また、本年8月の人事院勧告では、7年ぶりの給与引き上げの一方で、地域の実情の適切な反映とともに、高齢層の給与抑制といった国家公務員給与制度の総合的な見直し内容が示されたところであります。

つきましては、これらの内容を踏まえ、人事・給与制度の見直しについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 人事・給与制度の見直しについて

| 事 項   | 施行(適用)予定  |
|---|---|
| <p>1 平成26年人事院勧告に基づく給与改定（平成26年度実施分）</p> <p>(1) 給料表の改定<br/>平均0.3%の引上げ（若年層に重点を置いた改定）</p> <p>(2) 期末勤勉手当の支給割合引上げ<br/>年3.95月分から年4.10月分に引き上げ、勤勉手当に配分</p> <p>(3) 通勤手当の見直し<br/>交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引上げ</p>  | <p>平成26年4月1日</p> <p>平成26年12月1日</p> <p>平成26年4月1日</p> |
| <p>2 給与制度改革</p> <p>(1) 級構成の見直し<br/>一職一級制の導入</p> <p>(2) 給料表の改定<br/>平均2%の引下げ（現3級以上の高位号給は最大4%程度引下げ）</p> <p>(3) 技能労務職給料表の導入<br/>技能労務職員について、行政職給料表の適用から分離し、国の行二表に準じた給料表を導入のうえ移行</p> <p>(4) 電車乗務員について乗務職等給料表から技能労務職給料表への切替え<br/>乗務職等給料表を廃止し、技能労務職給料表へ切替え</p> <p>(5) 病院局医療職について行政職給料表適用から医療職給料表への切替え<br/>行政職給料表の適用となっている医療技術職、看護師等について、それぞれ医療職給料表(2)、(3)へ切替え</p> <p>(6) 地域手当、単身赴任手当の引上げ<br/>地域手当 東京都：支給割合 18%→20%<br/>単身赴任手当 基準額 23,000円→30,000円<br/>距離別加算 上限45,000円→70,000円</p> <p>(7) H18経過措置の廃止（継続協議事項）<br/>平成18年給与構造改革に伴う経過措置を廃止</p> <p>(8) 制度改革に伴う経過措置<br/>制度改革に伴う激変緩和のための経過措置を実施</p> <p>(9) 制度改革に伴う退職手当算定の特例<br/>退職時給料が制度改革による切替日の前日の給料（給与改定後）を下回る場合、同日に退職した場合の手当額を保障する特例規定を適用</p> | <p>平成27年4月1日</p>                                    |
| <p>3 希望降任制度および降格時号給対応表の導入<br/>病気、介護等一定の要件を満たす職員の申し出に基づいて、下位の職へ降任することができる制度を導入（降任後の給料月額は、降格時号給対応表を導入し引下げ）</p>  | <p>平成27年4月1日</p>                                    |